



山田会計事務所だより

令和4年1月号(第324号)

〒454-0983

山田達也税理士事務所

名古屋市中川区東春田3丁目120-1

052-302-4017

<http://www.yamadakaikei21.com>

[Google]

山田会計 中川区

検索

前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいませようお願い申し上げます。

相続税・贈与税の一体課税について

1. 令和4年度税制改正大綱(相続税・贈与税のあり方)

諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

相続・贈与の一体化の最大の目的は**高齢世代がもつ財産を、早く若者世代に贈与して、景気を活性化**させる事と言われていて**年間110万円以上の贈与をしても贈与税は課税しない**代わりに、贈与した財産を**相続の時点で相続財産に加算**して相続税をする。

税務署は国民の贈与状況を把握するため贈与税は課税しないですが、贈与税の申告は必要とします。

2. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、贈与するときは**2500万円まで非課税**としますが、その方が亡くなった時には、贈与した財産も相続財産に足し戻して、相続税を計算してくださいね、といった制度です。

税制改正大綱の中でも、相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すと言われていました。

3. 欧米等の税制の現状

欧米では贈与財産を相続時に何年前まで遡って加算されるのでしょうか？

イギリス7年、ドイツ10年、フランス15年、アメリカ生涯となっています。

日本は現在、相続人に対しての生前贈与のみ3年間だけ相続財産に加算されます。

贈与の足して戻す期間が延長される、もしくは、一生涯さかのぼるアメリカ方式が導入される可能性が高いかも知れませんがこの税制改正の理由に諸外国の事情を考慮とありますが、雑多な人種の集まる欧米が日本ほど厳格に税制を適用しているかまた、アメリカなどは根本的に税制が違い相続税の**基礎控除も約13億円？**となっているのであまり比較になりませんね。

4. 孫やひ孫に対する生前贈与

税制改正大綱から読み取れるお国の考えは、生前贈与による節税に対して、かなり否定的です。

相続・贈与一体化の目的の一つに、『**贈与による節税効果をなくす**』、というのがあります。

それを考えると、贈与による足し戻しの対象に孫や曾孫が含まれるように改正する可能性は高いかも知れません。

5. 相続・贈与の一体化はいつから完全に行われるのでしょうか？

令和4年12月の税制改正大綱で、具体的な内容が示され、おそくとも数年先の令和6年1月以後の相続からは適用されると

銀行預金にもマイナンバーが紐付けされ

令和6年に予定されている新札の切り替えにより、タンス預金も国に把握され

有価証券、不動産はすでにお国の管理下に置かれています。